

児童手当を支給されていない方へ

今まで所得制限等で児童手当を受給できなかった方でも、扶養親族等の人数や所得額が変わり、支給要件を満たせば、平成20年度分（平成20年6月分）平成21年5月分）を受給することができます。

このような方は、平成20年5月31日までに「認定請求書」を提出してください。なお、児童手当は認定請求をした翌月分から支給されますので、提出が遅れると遅れた月分の手当が受けられません。認定請求に必要なもの／

○印鑑
○請求者名義の金融機関口座のわかるもの
○健康保険被保険者証の写し

○平成20年度（平成19年分）児童手当所得証明書（平成20年1月1日現在、笠間市にお住まいでなかった方のみ）
○別居監護申立書（児童と別居している場合）

※児童手当所得証明書は、平成20年1月1日現在で住所のあった市町村で6月中旬ごろに発行される予定ですので、認定請求書提出後でも結構です。

問合せ先▼子ども福祉課（内線164）

＜平成20年度所得制限限度額表＞

扶養親族等の数	児童手当	特例給付 (厚生年金等に加入している方)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方の限度額（所得ベース）は、右記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

～活かそう 消費者・生活者の視点～ 5月は消費者月間です！

笠間市消費生活センターでは、消費者の皆さんが、賢い消費者になり、自立した生活を送ることができるよう、様々な活動を行っています。

主な業務内容

*消費生活相談

消費生活について相談を受け、トラブルが解決できるようにアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料、秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。（月・水・金曜日は専門相談員が相談に応じます。）

笠間市消費生活センター

電話 0296-77-1313（直通） 受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時
休日 土・日曜日、祝日、年末年始 場所 笠間市役所 本所1階（市民活動課内）

※消費者月間とは？ 毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

大小18のパンケットもご用意
各種ご宴会承り中

誕生会・同窓会
還暦祝・ご法要など

お気軽にご相談下さい。

地場野菜を中心に国産品100%のお店...**レストラン「ルピナス」**

アイテムは日替わり特選20品よりお選び頂けます
緑提灯5つ星を掲げております。

価格もさらに
お手頃に

ランチバイキング大人1,000円・小学生550円・3歳以上小学生未満350円
ディナー大人1,000円より・お子様ディナーコース550円より
和食・中華・ステーキ各コース+和食10種+ラッパ3種+スープ3種

お父様・お母様が結ばれた式場で、思い出に残るウェディングを...
「親子2世代」結婚式キャンペーン **¥500,000-OFF**
キャンペーン期間 平成20年・12月末日まで
新郎新婦は新郎のご両親が出席された結婚されたカップルが対象です！
※75名以上の準式・披露宴をご利用された場合※後のプランとの併用は致しかねますのでご了承下さい

茨城県笠間市旭町305 TEL.0296-78-1122 FAX.0296-77-3924 営業時間10:00～

ルピナスガーデンプレイス (概要)

ニューコンフォートの環境を
FAX GARDEN PLACE
パークスガーデンプレイス

